

令和二年度第六回（八月）

諫早市農業委員会総会

議事録

令和2年度諫早市農業委員会 第6回総会議事録

1 開催日時 令和2年8月28日(金) 開会 午後2時00分～閉会 午後4時10分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 (19人)

会 長 20番 山開博俊

会長職務代理者 19番 小森俊夫

農 業 委 員 1番 池田つや子 2番 久保 繁 3番 中尾貞治

4番 久本純造 5番 立森和富 6番 前田貞松

7番 中川一範 8番 松尾正晴 10番 山口勇満

11番 中島康範 12番 松本秀徳 13番 陣野昭則

14番 山口廣三 15番 澤久 進 16番 周防克己

17番 池田武弘 18番 野副栄治

4 欠席委員 (1人) 9番 長谷川 博

5 付議事件

第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第5号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

第6号 地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第5号 農業用施設届出書受理の件

第6号 非農地通知届出書受理の件

7 そ の 他

4番、長田地区、長田町の農地1筆、2,049㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は12,204㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に44年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

5番、長田地区、白浜町の農地1筆、757㎡を、農業経営規模拡大を行うため借り入れる使用貸借の申請です。権利取得後の農地面積は12,919.99㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事され、借受人宅から申請地までは約300mでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

6番から9番は借受人が同一の案件です。

6番、長田地区、白浜町の農地3筆、2,721㎡、

7番、長田地区、白浜町の農地4筆、1,475㎡、

8番、長田地区、白浜町の農地1筆、704㎡、

9番、長田地区、白浜町の農地1筆、411㎡、計9筆5,311㎡を、農業経営規模拡大を行うため、6番を賃貸借5年で、7番から9番を使用貸借5年で借り入れる申請です。権利取得後の農地面積は14,052㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事され、借受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

10番、長田地区、猿崎町の農地5筆、2,541㎡を、農業経営規模拡大を行うため借り入れる使用貸借の申請です。権利取得後の農地面積は14,871㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に30年間従事され、借受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

11番、多良見地区、多良見町野川内の農地4筆、10,410.49㎡を、親族の農地を借り受け、農業に精進する申請です。権利取得後の農地面積は10,410.49㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。運搬車や動噴等の機械は所有されています。また、農業に20年間従事され、借受人宅から申請地までは車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

12番から14番は借受人が同一の案件です。

12番、多良見地区、多良見町野川内の農地1筆、801㎡、

13番、多良見地区、多良見町野川内の農地1筆、1,344㎡、

14番、多良見地区、多良見町野川内の農地2筆、5,900㎡、

計4筆8,045㎡を、農業経営規模拡大を行うため借り入れる使用貸借の申請です。権利取得後の農地面積は21,413㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。2トントラックや動噴等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に45年間従事され、借受人宅から申請地までは車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。15番、森山地区、森山町本村の農地1筆、245㎡を、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は15,206㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に5年間従事され、譲受人宅と申請地までは約500mでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。16番、森山地区、森山町田尻の農地2筆、1,926㎡を、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は15,150㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に40年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。17番と18番は譲受人が同一の案件です。

17番、有喜地区、天神町の農地1筆、1,004㎡、

18番、飯盛地区、飯盛町山口の農地1筆、3,235㎡、計2筆4,239㎡について、新規に就農するため、17番を賃貸借で借り入れ、18番を購入する申請です。権利取得後の農地面積は4,239㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。農地所有適格法人の要件は満たされており、トラクターや軽トラック等の機械も所有されています。また農作業をする役員の人数も経験も十分あると思われ、譲受人の会社事務所から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。19番と20番は借受人が同一の案件です。

19番、飯盛地区、飯盛町開の農地2筆、3,505㎡、

20番、飯盛地区、飯盛町開の農地1筆、1,859㎡、計3筆5,364㎡を、農業経営規模拡大を行うため借り入れる賃貸借の申請です。権利取得後の農地面積は13,472.91㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に45年間従事され、借受人宅から申請地までは車で約20分でありま

す。21番、高来地区、高来町山道の農地1筆、274㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は9,002㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されています。また、農業に20年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分

ありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。22番、高来地区、高来町上与の農地1筆、3,617㎡を、農地を借り受け農業に精進するための申請です。権利取得後の農地面積は3,617㎡で、農業委員会が定める下限面積に達していませんが、農地法施行例第2条第3項の「権利の取得後における耕作の事業が、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるもの」に該当すると認められることから、下限面積の例外規定を適用しております。軽トラックや管理機等の機械は所有されております。また、農業に26年間従事され、借受人宅から申請地までは車で約6分と近接しておりますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。23番から25番は借受人が同一の案件です。

23番、小長井地区、小長井町遠竹の農地1筆、6,017㎡、

24番、小長井地区、小長井町遠竹の農地1筆、3,690㎡、

25番、小長井地区、小長井町遠竹の農地2筆、3,235㎡、

計4筆12,942について、農業経営規模拡大を行うため借り入れる賃貸借の申請です。権利取得後の農地面積は84,954㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。乗用摘採機や普通トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に28年間従事され、借受人の事務所から申請地までは車で約5分でありま

す。以上で3条申請の説明を終わります。

議長 議案第1号の説明がありましたので、1番と2番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番と2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、玉ねぎ、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないと思います。農業への参入が初めてということなので、法人の担当者2名に地区協議会へ来てもらい、営農計画の説明をしてもらいました。そこでいくつかの意見がでましたが、概ね了解を致しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 1番と2番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

委員 農地所有適格法人の要件は満たしているけれども、農地を最初から取得する事例が稀なので、営農計画を提出してもらっています。この法人が今後も継続して農業ができるのかということが課題であって、地区でもそのような話があったのではないのでしょうか。

委員 地区協議会では、営農計画がおかしいのではないかという意見がありました。農業をやっている者からみれば、アルカリを嫌う馬鈴薯、それからアルカリにしなければ出来ない玉ねぎを栽培するのはおかしいのではないか、水田でこういうものがすぐにできるのかなど様々な意見がでました。ただ、申請書については、不備がないという状況の中で、担当地区の委員さんが地権者や周囲の方々から聞き取りをし

て、すぐに駐車場にするのではないか、本当につくるのかなどのお話を聞いたとの報告があった訳ですけれども、それについては3条での購入ということなので、簡単に転用はできないとか、営農計画をたてた以上はきちんと営農計画に基づいた耕作をしてもらい、会社としての責任を果たしてもらおうということで、概ね了承したと理解しております。

議 長 ほかにご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですけれども、申請者に対して10年位は転用ができないということをお伝えしておりますので、必ず営農していただきたい。1番と2番はほかに質問がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、3番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、柿、玉ねぎ、馬鈴薯等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 3番の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、4番から10番まで長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 4番と5番の補足説明をします。

4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、玉ねぎを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議よろしくをお願いします。

- 委員 6番から9番までは借りる人が同じ人なので一括して補足説明します。
- 6番から9番までの農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、玉ねぎ、カボチャを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。
- 10番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、玉ねぎ、馬鈴薯、カボチャを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議長 4番から10番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）
- 議長 ご質問がないようですので、4番から10番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
- 議長 ご異議がないようですので、4番から10番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 委員 次に、11番から14番まで多良見地区の委員さん補足説明をお願いします。
- 11番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、みかんを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。
- 12番から14番までは借人が同一なので一括して補足説明します。
- 12番から14番の農地を地区推進委員と確認してきました。使用貸借10年の申請です。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、みかんを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議長 11番から14番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）
- 議長 ご質問がないようですので、11番から14番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
- 議長 ご異議がないようですので、11番から14番は、申請どおり許可することに決

定いたします。

- 議 長 次、15番から16番・森山地区の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 15番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、馬鈴薯等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。
- 委 員 16番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 15番と16番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、15番と16番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、15番と16番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次、17番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 17番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、生姜を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 18番も申請者が同一なので、飯盛地区担当の委員さん一緒に補足説明をお願いします。
- 委 員 18番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、生姜を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議よろしくをお願いします。
- 議 長 17番と18番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
- 委 員 これも新規参入ですが、営農計画はどうなっていますか。
- 事 務 局 この方は会社を設立するまで個人で生姜を作られていましたので、新たな会社での営農計画書の提出は求めていませんでした。

議 長 新規参入で、農地を貸借からではなく、最初から取得しますので、営農計画書を提出させて下さい。

事務局 わかりました。

議 長 ほかにご質問はありませんか。

委 員 会社の住所が島原市ですが、もともと飯盛町の方ですか。

委 員 代表取締役は有喜地区に住んでおりまして、自宅から農地まで5分くらいで行けるところです。

事務局 登記簿上、事務局が島原市になっています。

委 員 会社の代表取締役が誰であろうが株主が例えば島原市の人かもしれないし、こういう特殊なものは詳しい説明が必要だと思います。何も無いと思いますが、営農計画であったり、会社の成り立ち等を把握するようにして、もう少し事務局が丁寧な説明をするようにして下さい。

事務局 丁寧な説明になるよう努めます。

議 長 今後、事務局は丁寧な説明をするようにして下さい。また、今回の申請の内一件は貸借ですが、もう一件は売買で最初から所有権を取得することとなりますので、営農計画書を提出するよう事務局から伝えて下さい。他にご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 他にご質問がないようですので、17番と18番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、17番と18番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、19番と20番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 19番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、菊を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

20番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、菊を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 19番と20番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、19番と20番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、19番と20番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、21番と22番・高来地区の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 21番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、玉ねぎ、白菜を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

委 員 22番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、ゴーヤ、アスパラガスを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法施行例第2条第3項の規定に該当するため、問題ないと思います。ご審議をお願いします。

議 長 21番と22番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、21番と22番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、21番と22番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、23番・小長井地区の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 23番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、お茶を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 23番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、23番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、23番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次の24番は、17番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、17番委員の退席を求めます。
(17番委員退席)

議 長 次に、24番・小長井地区の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 24番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、お茶を栽培されると見込まれます。権利取得後において周

辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 24番の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、24番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、24番は申請どおり許可することに決定いたします。17番委員の入場を求めます。

(17番委員入場→着席)

議 長 次に、25番・小長井地区の委員さん補足説明をお願いします。

委員 25番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、お茶を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 25番の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、25番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、25番は申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、宗方町の田495㎡について、住宅用地、農家住宅とする転用申請です。農地区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、農地全体の広がり10ha以上ある第1種農地に該当しますが、集落に接続するため、不許可の例外に該当しております。申請者は現在、宗方町に居住しておりますが、その住宅を息子世帯に譲ることとなり、新たに住宅を建築するために転用するものです。申請地については、現状のまま利用し、周辺の一部に擁壁を設けます。雨水について自然流下とし、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地所有者等の協議書が添付されております。資金については残高証明書及び融資証明で確認しております。

2番、高来町山道の畑27㎡について、通路用地とする転用申請です。農地区分はその他の区域、農振地域外です。農地の立地基準については、第2種農地に該当

します。申請地ですが、平成22年頃に耕作道として整備し、現在まで利用しておりました。隣接地を転用するにあたり自宅への通路として転用するものでございます。造成はなく、現状のまま利用し、雨水については自然流下とし、隣接する農地はありません。本件にかかる追加の資金はありません。

3番、小長井町井崎の畑47㎡について、宅地拡張とする追認の申請です。農地区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は住居の増改築に伴い、整備した土地の一部が農地であったため追認の申請となり、許可なく転用していたということで顛末書の提出がっております。雨水について自然流下とし、隣接する農地所有者等の協議書が添付されております。本件にかかる追加の資金はありません。議案第2号については、以上となっております。

議 長 議案第2号の説明がありましたので、1番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われまます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、2番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われまます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 2番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、3番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われまます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 3番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありません

か。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題とい
(議案第3号) たします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、平山町の田302㎡の農地について、住宅用地、一般住宅を建築する転用申請です。契約内容は使用貸借、永久。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、建物は木造2階建ての住宅を建築し、雨水については道路側溝へ、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

2番、小川町の田214㎡に住宅用地、一般住宅を建築する転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、建物は木造2階建ての住宅を建築し、雨水は道路側溝へ、汚水等は下水道へ接続します。造成計画については、盛土を最高0.95m施し、土砂が流出しないよう土留め工事を行い、また申請地内の周辺の一部に土砂の流出を防ぐため擁壁を設けます。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

3番、宗方町の田677㎡について、資材置場用地とする転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は賃貸借、永久、農地の立地基準については農地全体の広がりがある第1種農地と思われそうですが、集落に接続するため、不許可の例外に該当しております。本申請についてですが、貸人が役員を務めている業者が資材置場として転用するもので、雨水について自然流下とし、造成はなく現状のまま利用し、周辺の一部に擁壁を設けます。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金についてですが、現状のまま利用するため追加の資金はありません。

4番、破籠井町の登記地目が雑種地、課税地目が畑となっている農地195㎡について、駐車場用地、5台分とする転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については第2種農地に該当します。本申請ですが、隣接地にカフェを建築するにあたり、駐車場が不足するための転用申請となります。申請地については、現状のまま利用し、一部土留め工事を施します。雨水は水路へ、隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明で確認しています。

5番、西里町の田333㎡について住宅用地、一般住宅を建築する転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、建物は木造平屋建ての住宅を建築し、雨水は道路側溝へ、汚水等は合併浄化槽を通じて水路へ放流します。造成はな

く現状のまま利用します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

6番、長田町の畑3筆 計1, 206㎡について貸資材置場用地とする転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については水道・下水道の2管が通る道路に接し、かつ500m以内に2つ以上の公共施設がある農地のため、第3種農地に該当しております。本申請ですが、譲受人が代表取締役を務める会社へ貸し出すもので、貸資材置場として転用します。申請地についてですが、造成はなく現状のまま利用し、東側に土留め工事を施します。雨水は道路側溝へ放流し、隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については通帳の写しで確認しています。

7番、白原町の畑2筆 計308㎡について住宅用地、一般住宅を建築する転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については農地全体の広がり10ha以上ある第1種農地に該当しますが、集落に接続するため、不許可の例外に該当しております。申請地ですが、建物は木造平屋建ての住宅を建築し、盛土を最高1.8m、最低0.9m施し、周辺の一部に擁壁を設けます。雨水については道路側溝へ放流し、汚水等は下水道へ接続します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。

8番、多良見町中里の田1, 677㎡について、資材置場用地とする転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は売買、農地区分は水道・下水道の2管が通る道路に接し、かつ500m以内に2つ以上の公共施設がある農地のため、第3種農地に該当しております。本申請についてですが、譲受人が不動産業及び建設業を営んでおり、事務所及び申請地の近くに資材置場を保有しておりますが、受注数の増加により資材置場が不足するため、転用申請を行うものです。雨水について自然流下とし、造成はなく現状のまま利用し、周辺の一部に擁壁を設けます。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明で確認しております。

9番、森山町唐比北の畑481㎡について、資材置場用地とする転用申請です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請者ですが、建設機械のリース業を営んでおり、今まで使用していた建設機器の置場を明け渡すこととなったため、転用申請を行うものです。本申請地ですが、盛土及び切土を最高0.5m施します。雨水は自然流下、隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については通帳の写しで確認しています。

10番、飯盛町開の田6筆 計4, 527㎡について、資材置場用地とする転用申請で2年間の一時転用です。契約内容は2年間の賃貸借権設定。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、農地全体の広がり10ha以上ある第1種農地に該当しますが、一時転用であるため、不許可の例外に該当しております。申請地ですが、空調設備機器の資材置場として利用するもので、

令和4年7月末までの2年間の一時転用となります。土地は造成をせず現状のまま利用し、雨水は自然流下、隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については残高証明で確認しています。

11番、飯盛町開の田1,068㎡について、資材置場用地とする転用申請です。契約内容は使用貸借、永久。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請者ですが、市内で土木工事業を営んでおり、資材置場が不足したため、転用申請を行うものです。申請地ですが、造成を行わず現状のまま利用し、雨水は自然流下、隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については通帳の写しで確認しています。

12番、飯盛町平古場の畑486㎡について、住宅用地、一般住宅を建築する転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。契約内容は使用貸借、永久。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、建物は木造平屋建ての住宅を建築し、雨水は水路へ、汚水等は合併浄化槽を通じて水路へ放流します。造成はなく現状のまま利用し、周辺の一部に擁壁を設けます。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。

13番、高来町坂元の畑284㎡について、住宅用地、一般住宅を建築する転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。契約内容は使用貸借、永久。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、建物は木造平屋建ての住宅を建築し、雨水は道路側溝へ、下水道へ接続します。造成はなく現状のまま利用し、周辺の一部に擁壁を設けます。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。

14番、高来町黒崎の畑664㎡、このうち通路を除く有効利用面積548.8㎡について、住宅用地、一般住宅を建築する転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、建物は木造平屋建ての住宅を建築し、盛土を最高0.2m、切土を最高0.8m施し、周辺の一部に擁壁を設けます。雨水は道路側溝へ、汚水等は下水道へ接続します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。

15番、高来町神津倉の畑751㎡について、太陽光発電施設用地とする転用申請です。パネルは160枚設置し、設置面積は751㎡、売電単価は15.4円となっております。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については水道・下水道の2管が通る道路に接し、かつ500m以内に2つ以上の公共施設がある農地のため第3種農地に該当しております。申請地については造成を実施せず現状のまま利用し、雨水排水対策については、申請地内の西側及び東側に幅0.3m、深さ0.3mの浸透溝を設置し、幅1m、深さ1mの浸透柵で浸透させます。この排水施設については排水施設計算書の提出があっており、数値等については市で確認済みでございます。また、この浸透できなかった場合の排水については、東側の擁壁に設置している排水管から県道の道路側溝へ排出されます。この道路側溝の使用については管理者である県央振興局管理課と協議済みです。

隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明で確認しています。

16番、高来町山道の畑278㎡について、資材置場用地とする転用申請です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振地域外となっております。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請者ですが、市内で建築工事業を営んでおり、資材置場が不足したため、転用申請を行うものです。申請地ですが、造成を行わず現状のまま利用し、雨水は自然流下、隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明で確認しています。議案第3号については以上です。

議 長 議案第3号の説明がありましたので、1番と2番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 1番と2番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、3番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 3番は先程の議案第2号4条申請の1番と同じ人で場所も隣接する土地でございました。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 3番についての説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、4番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 4番について、何かご質問はありませんか。

議 長 「なし」と言う者あり
ご質問がないようですので、4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 「異議なし」と言う者あり
ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、5番から7番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

委 員 6番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

7番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われますが、隣接農地所有者等との協議報告書に亡くなっている方の氏名が記載してありました。また、その亡くなっている方の氏名の字も間違っていて記載されていました。地区協議会では、間違っても申請さえすれば許可になると思われているのではないかという意見がありました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 7番の件について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 7番は、隣接農地所有者等との協議報告書に亡くなっている方と協議をしたとの記載があり、また、その住所と氏名も間違っていたということで、申請をした行政書士に確認をしました。実際に協議をしたのは、娘さんとのことでありました。こちらについては、事務局でも確認すべきところでありましたが確認不足でした。申し訳ございません。

議 長 行政書士は、誰ですか。

事 務 局 ○○行政書士です。

議 長 7番は後にして、まず、5番と6番について、何かご質問はありませんか。

委 員 6番について、資料の確認をしたいのですが、議案書の8ページに、契約は売買と書いてあります。そして、5条の転用資料の9ページの中程には、※印で自身が代表取締役を務める会社に資材置場として貸し出すと書いてあります。売買なのか貸借なのかはっきりさせた方がいいと思いますが。

議 長 この件は譲受人が売買で購入して、それを資材置場として自分の会社に貸し付けるようですけれども、事務局、この場合どうなりますか。

事 務 局 以前にも同様の事例はありましたけれども、県の事務指針では転貸は通常認められません。譲受人が役員を務める会社に転貸する場合は、貸資材置場として転用できるとなっております。

委 員 どのような資材を置くように計画されていますか。

事 務 局 利用計画図に記載しております、ケーブル、電柱等となっております。

委 員 私の知るところでは委託して立てているようですが、この会社は電柱を自分たちで立てていますか。電柱を立てる機材とかも持っていますか。

事 務 局 そのような作業をするところを見たことがあります。

委員 機械はリースかも知れませんが、最近、私の地域でもありましたので、自分たちで電柱を立てているようです。

委員 分かりました。

委員 今回の件は売買と貸借をするということですが、1つの議案とするよりも、できれば売買で1件、貸借で1件とすれば、明確に審査ができるという思いがあるのですがいかがでしょうか。

委員 その方が理解し易いと思います。

事務局 今回は譲渡人から譲受人個人への売買の申請となりますので、事務局としては、もう少し丁寧な説明をするようにさせていただいて、議案書についてはそのままで行きたいと思っています。

委員 本人が資材置場として使わないから何か引かかるものがありますが、県の指針ではいいということになっているんですね。

事務局 はい、貸資材用地としては、原則、許可しないものとする明記されていますが、例外規定として、その会社の役員が整備し、当該会社に貸し付ける場合、若しくは、親が整備し、子に貸し付ける場合等については、例外として認めるというようになっております。以上です。

議長 例外規定となりますが、そういうことでよろしいでしょうか。

委員 わかり易く説明をするということと、議案書もわかり易く表記するようにしてもらえれば助かります。

事務局 この件は、売買の申請に対する許認可をしていただくこととなります。その後、誰に貸すのかということとなりますので、そこは議案書の書き方を工夫させて頂き、備考欄等に許可後は誰に貸し出すということを表記すれば、皆さんもわかり易いと思いますがいかがでしょうか。

議長 いかがでしょうか。

委員 資料によって貸資材置場として転用するとか、資材置場として転用するとなっているので、混乱していると思います。そこはもう少し事務局が整理をしてしっかりとやって頂ければと思います。

事務局 事務局の説明がまずいところと、資料の作り方がまずいところがあり、皆さんに混乱を生じさせてしまって申し訳ございません。申請者が貸資材置場として購入して、自分が資材置場を整備したうえで、それを会社に貸し出すという手続きとなります。今回の件は例外規定により貸資材置場も許可できるとなっており、以後、説明の仕方と資料の作り方について注意したいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 こういうことがないようにお願いします。

議長 次に、7番については、行政書士が字句の誤りをして申請をしています。行政書士に対して、今後、このようなことがないようにしますというような文書を提出させるようにして下さい。

委員 はい、この件については、提出された文書を会長に見ていただいて、会長一任という形で許可を出すということでもいいのではないのでしょうか。

- 議 長 はい、わかりました。この件は行政書士の誤りで、譲受人には責任はありませんので、行政書士から文書の提出があり次第許可を出すようにしたいと思います。ほかに質問やご異議はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 それでは、5番から7番まで申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、5番から7番は、申請どおり許可することに決定いたします。7番については、会長判断で許可をするように致します。
- 議 長 次に、8番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 8番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 8番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、8番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、8番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、9番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 9番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 9番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、9番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、9番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、10番から12番まで飯盛区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 10番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。
11番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。
12番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 10番から12番について、何かご質問はありませんか。
委員 11番と12番ですけれども使用貸借の永久ということですが、借人と貸人の関係はどのような関係でしょうか。

委員 11番は近所の方です。

事務局 12番は親子関係です。

委員 11番は親戚でもないのに、どうして使用貸借で永久に貸すのかということに疑問がありますが、何かわかりますか。

事務局 11番の申請地ですが実質、貸人の農地を借人が長年管理しておりまして、近所ということもあり、使用貸借でいいということで当事者間の合意が 있습니다。

議長 ほかにご質問はありませんか。

議長 (「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、10番から12番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議長 (「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、10番から12番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、13番から16番まで高来区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 13番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま。

委員 14番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま。

委員 15番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま。

委員 16番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 13番から16番について、何かご質問はありませんか。

議長 (「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、13番から16番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議長 (「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、13番から16番は申請どおり許可することに決定いたします。ここで10分間休憩いたします。

議長 (10分間休憩)

議長 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説明いたします。

委員 1番、小野地区、小野島町の農地3筆、10,243㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

委員 2番、有喜地区、早見町の農地1筆、775㎡を、農業経営規模拡大を行うため、

賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、馬鈴薯、ニンジンの生産を主体に経営されています。

3番から6番は借受人が同一の案件です。

3番、有喜地区、早見町の農地3筆、3,605㎡、

4番、有喜地区、早見町の農地1筆、2,587㎡、

5番、飯盛地区、飯盛町中山の農地2筆、2,879㎡、

6番、飯盛地区、飯盛町中山の農地2筆、3,353㎡、

計8筆12,424㎡を農業経営規模拡大を行うため賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、馬鈴薯、ニンジンの生産を主体に経営されています。

7番と8番は借受人が同一の案件です。

7番、長田地区、小豆崎町の農地1筆、466㎡、

8番、長田地区、小豆崎町の農地1筆、391㎡、

計2筆857㎡を農業経営規模拡大を行うため使用貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、菊の生産を主体に経営されています。

9番、長田地区、大場町の農地4筆、10,649㎡を、農業経営規模拡大を行うため、使用貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、花卉の生産を主体に経営されています。

10番から12番は借受人が同一の案件です。

10番、長田地区、長田町の農地3筆、2,137㎡、

11番、長田地区、長田町の農地1筆、1,309㎡、

12番、長田地区、長田町の農地1筆、620㎡、

計5筆4,066㎡を農業経営規模拡大を行うため、10番を使用貸借20年、11番と12番を使用貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、玉ねぎ、水稲、ソルゴーの生産を主体に経営されています。

13番、多良見地区、多良見町佐瀬の農地15筆、14,238.98㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、みかんの生産を主体に経営されています。

14番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、2,858.50㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲、麦の生産を主体に経営されています。

15番から17番は借受人が同一の案件です。

15番、飯盛地区、飯盛町後田の農地2筆、2,892㎡、

16番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、1,001㎡、

17番、飯盛地区、飯盛町後田の農地2筆、1,005㎡、

計5筆4,898㎡を農業経営規模拡大を行うため賃貸借20年で借り入れる新規の申出です。申出人は、花卉の生産を主体に経営されています。

18番から21番は借受人が同一の案件です。

18番、飯盛地区、飯盛町後田、飯盛町開の農地15筆、11,555.06㎡、

19番、飯盛地区、飯盛町後田の農地2筆、1,985㎡、

20番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、888㎡、

21番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、1,513㎡、

計4筆4,386㎡を経営移譲するためと農業経営規模拡大を行うために、18番を使用貸借10年で、19番から21番を賃貸借20年で借り入れる新規の申出です。申出人は、花卉の生産を主体に経営されています。

22番から24番は借受人が同一の案件です。

22番、飯盛地区、飯盛町佐田の農地1筆、5,335㎡、

23番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、190㎡、

24番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、687㎡、

計3筆6,212㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借20年で借り入れる新規の申出です。申出人は、花卉の生産を主体に経営されています。

25番、飯盛地区、飯盛町後田、飯盛町上原の農地4筆、7,742㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、馬鈴薯、ニンジンの生産を主体に経営されています。

26番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、728㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借20年で借り入れる新規の申出です。申出人は、花卉の生産を主体に経営されています。

27番から29番は借受人が同一の案件です。

27番、高来地区、高来町東平原の農地1筆、1,153㎡、

28番、高来地区、高来町坂元の農地2筆、2,616㎡、

29番、高来地区、高来町坂元の農地1筆、1,181㎡、

計4筆4,950㎡を農業経営規模拡大を行うため、28番を賃貸借6年で、27番と29番を使用貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、玉ねぎ、水稲、冬瓜の生産を主体に経営されています。

30番、高来地区、高来町建山の農地2筆、1,199㎡を、農業経営規模拡大を行うため、使用貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、キャベツ、アスパラガス、水稲の生産を主体に経営されています。

31番から33番は借受人が同一の案件です。

31番、小長井地区、小長井町川内の農地3筆、4,122㎡、

32番、小長井地区、小長井町川内の農地4筆、4,051㎡、

33番、小長井地区、小長井町川内の農地1筆、549㎡、

計8筆8,722㎡を農業経営規模拡大を行うため、31番を賃貸借10年で、32番と33番を賃貸借20年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲、ブロッコリーの生産を主体に経営されています。

以上、1番から33番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上で説明を終わります。

議長 議案第4号の説明がありました。1番から33番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から33番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から33番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第4,5号) 続きまして、関連がありますので、議案第4号の34番から143番、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号の34番、小野地区、赤崎町の農地4筆、13,176㎡、
議案第4号の35番、森山地区、森山町下井牟田の農地2筆、1,036㎡、
議案第4号の36番、森山地区、森山町下井牟田の農地10筆、11,165㎡、
計25,377㎡を、議案第5号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大と農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第4号の37番、小野地区、川内町の農地2筆、995㎡を、議案第5号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、麦、大豆の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の38番、有喜地区、早見町の農地1筆、1,584㎡、
議案第4号の39番、有喜地区、早見町の農地1筆、1,797㎡、
計3,381㎡を、議案第5号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の40番、森山地区、森山町杉谷の農地3筆、3,429㎡、
議案第4号の41番、森山地区、森山町杉谷の農地2筆、2,038㎡、
議案第4号の42番、森山地区、森山町杉谷の農地1筆、1,083㎡、
計6,550㎡を、議案第5号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の43番、飯盛地区、飯盛町中山の農地2筆、6,196㎡を、議案第5号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、ニンジン、大根の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の44番、飯盛地区、飯盛町山口の農地1筆、1,381㎡を、議案第5号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、ニンジン、大根の生産を主体に経営されており、

今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第4号の45番、高来地区、高来町下与の農地4筆、4,385㎡を、議案第5号の7番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、馬鈴薯、玉ねぎの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第4号の46番、高来地区、高来町折山の農地1筆、727㎡を、議案第5号の8番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、ニガウリの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、新規就農に繋がります。

議案第4号の47番、小長井地区、小長井町井崎の農地1筆、479㎡を、議案第5号の9番に使用貸借20年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の48番、小長井地区、小長井町遠竹の農地2筆、446㎡を、議案第5号の10番に使用貸借20年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第4号の49番、小長井地区、小長井町遠竹の農地1筆、160㎡を、議案第5号の11番に使用貸借20年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

続きまして、議案第5号の50番から143番までは農地中間管理機構関連農地整備事業にかかる集積です。筆数合計140筆、面積合計201,684㎡を議案第5号の12番に使用貸借20年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、大豆、麦の生産を主体に経営されており、今回権利の設定を受けることにより、農地中間管理機構関連農地整備事業の実施に繋がります。詳細については議案書の23ページから39ページに記載のとおりです。

続きまして議案第5号の配分計画の変更について、説明します。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている諫早地区福田町の農地10筆、11,082㎡、飯盛地区飯盛町山口の農地7筆、13,586㎡、飯盛地区飯盛町山口の農地13筆、17,838㎡、計30筆、42,506㎡について、議案第5号の13番のとおり、配分を受けるものの変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、ニンジンの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、地域の農地の集積に繋がります。契約内容は、賃貸借及び使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である7年2か月及び8年2か月となっています。

以上 第4号議案の34番から143番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第5号議案の1番から13番までの農用地利用配分計

画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で説明を終わります。

議 長 議案第4号の34番から143番、また、議案第5号の1番から13番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第4号の34番から143番を許可し、議案第5号の1番から13番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第4号の34番から143番を許可し、議案第5号の1番から13番を「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 次に、議案第6号「地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」を
(議案第6号) 議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号「地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」についてご説明いたします。

本案は、地籍調査課が地籍調査をした結果、登記地目の変更を予定している土地について、農業委員会の意見を求められているものです。諫早地区、小船越町の土地10筆について、農地から農地以外に変更が予定されています。内容については、田から用悪水路への変更が1筆、畑から用悪水路への変更が1筆、畑から公衆用道路への変更が8筆となっております。いずれも市街化区域内の農地でありますので、農地転用する際には許可申請ではなく、届出に相当するものとなります。以上で説明を終わります。ご審議、よろしくをお願いします。

議 長 議案第6号の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、地籍調査事業による農地地目の変更については、「異議がない」と意見することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、地籍調査事業による農地地目の変更については、「異議がない」と意見することに決定いたします。

(報 告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事 務 局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。

小野地区から1件、本野地区から1件、長田地区から1件、森山地区から1件、合計4件の届出が出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。

小野地区から1件、有喜地区から1件、長田地区から1件、飯盛地区から1件、小長井地区から2件、合計6件の通知が出ています。解約理由としましては、小野地区の1件と小長井地区の2件は農地中間管理機構に貸し付けるため、有喜地区

の1件と飯盛地区の1件は耕作者を変更するため、長田地区の1件は売買するためとなっております。

報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、真津山地区、久山町の畑、1筆、108㎡を住宅用地にする届出です。

2番、真津山地区、真崎町の田と畑、計2筆、609㎡を住宅用地にする届出です。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、諫早地区、仲沖町の田、1筆、955㎡を駐車場用地にする届出です。

2番、諫早地区、仲沖町の田、1筆、6.91㎡を分譲宅地の拡張のため住宅用地にする届出です。

3番、小野地区、川内町の田、1筆、655㎡を共同住宅1棟と駐車場とするため住宅用地にする届出です。

報告第5号「農業用施設届出書受理の件」について報告します。

1番、高来町里の田2筆、計2,251㎡のうち225.46㎡について、農業用通路を設置する届出です。

報告第6号「非農地通知申出書受理の件」について報告します。

真津山地区から1件、長田地区から1件、飯盛地区から1件、合計3件の申出を受理いたしました。全て、山林・原野化しており、農振白地です。以上で報告を終わります。

議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議 長 以上をもちまして、本日提出されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議 長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号	農地法第3条許可	25件。
議案第2号	農地法第4条許可	3件。
議案第3号	農地法第5条許可	16件。
議案第4号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	143件。
議案第5号	農地中間理事業に係る農用地利用配分計画	13件。
議案第6号	地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件	1件。

以上、審議件数は、全部で201件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長
事 務 局
議 長

なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

(事務連絡)

ありがとうございました。それでは、これをもちまして、令和2年度諫早市農業委員会第6回総会を閉会いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

議 長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)